

市区町村別集計項目（推進体制等）

市区町村別集計項目（推進体制等）

岩手県

市区町村数33

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 （2024年4月1日現在で有効なもの）						
			担当課（室）名	所 属	事 務 所 掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無		
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日（西暦）	問3－2 施行日（西暦）	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間	問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況		
						17	23	6				32						
3	201	盛岡市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	盛岡市男女共同参画推進条例	2019年6月28日	2019年6月28日		第3次盛岡市男女共同参画推進計画	2020年7月31日	～	2030年3月31日	1	1	
3	202	宮古市	生活課	1	2	1	1				4	第5次宮古市男女共同参画基本計画	2021年12月15日	～	2026年3月31日	1	1	
3	203	大船渡市	男女共同参画室	1	1	1	1	大船渡市男女共同参画推進条例	2002年2月27日	2002年4月1日		第5次大船渡市男女共同参画行動計画	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
3	205	花巻市	地域づくり課	1	2	2	1	花巻市男女共同参画推進条例	2006年1月1日	2006年1月1日		第3次花巻市男女共同参画基本計画	2024年4月1日	～	2032年3月31日	1	1	
3	206	北上市	地域づくり課	1	2	1	1	北上市男女共同参画と多様性社会を推進する条例	2019年3月22日	2019年4月1日		きたかみ男女共同参画・多様性社会推進プラン	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
3	207	久慈市	地域づくり振興課	1	2	1	1				4	久慈市共同参画計画[第3次久慈市男女共同参画計画]	2024年4月1日	～	2033年3月31日	1	1	
3	208	遠野市	生涯学習スポーツ課	1	2	2	2				4	第4次と・お・のいきいき参画プランー第4次遠野市男女共同参画基本計画ー	2021年4月	～	2026年3月	1	1	
3	209	一関市	まちづくり推進部いきがいづくり課	1	2	1	1				4	第4次いちのせき男女共同参画プラン	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
3	210	陸前高田市	まちづくり推進課	1	2	2	1				4	陸前高田市男女共同参画計画	2022年4月	～	2031年3月	1	1	
3	211	釜石市	男女共同参画室	1	1	1	1				4	かまいし男女共同参画推進プラン2024ー2028	2024年4月	～	2029年3月	1	1	
3	213	二戸市	まちづくり課	1	2	2	1				4	第2次二戸市男女共同参画計画	2016年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
3	214	八幡平市	文化スポーツ課	1		2	2				4	八幡平市男女共同参画推進計画	2020年4月	～	2025年4月	2	1	
3	215	奥州市	地域づくり推進課	1	2	1	1	奥州市男女共同参画推進条例	2007年3月14日	2007年3月14日		第2次奥州市男女共同参画計画	2018年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
3	216	滝沢市	地域づくり推進課	1	2	2	1				4	滝沢市男女共同参画計画`たきざわ輝きプラン3`	2023年4月	～	2032年3月	2	1	
3	301	雫石町	総合政策課	1	2	2	1				4	雫石町男女共同参画プラン	2020年4月1日	～	2025年3月31日	1	1	
3	302	葛巻町	総務課	1	2	2	2				4	葛巻町総合計画後期基本計画	2024年4月	～	2028年3月	2	2	
3	303	岩手町	企画商工課	1	2	1	1				4	第3次いわてまち男女共同参画プラン	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
3	321	紫波町	企画課	1	2	1	1				4	第3次紫波町男女共同参画推進計画	2024年4月	～	2034年3月	1	1	
3	322	矢巾町	文化スポーツ課	2	2	1	1				4	田園都市やはば第2次男女共同参画プラン`中間改訂版`	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
3	366	西和賀町	生涯学習課	2	2	1	1				4	第2次西和賀町男女共同参画プラン	2023年4月	～	2033年3月	1	1	
3	381	金ヶ崎町	中央生涯教育センター	1	2	2	1	金ヶ崎町男女共同参画推進条例	2004年3月31日	2004年4月1日		第3次金ヶ崎町男女共同参画基本計画	2021年4月1日	～	2030年3月31日	1	2	
3	402	平泉町	まちづくり推進課	1	2	1	1				3	平泉町男女共同参画プラン	2017年4月	～	2027年3月	1	1	
3	441	住田町	住田町教育委員会生涯学習係	2	2	1	2				4	第2次住田町男女共同参画計画	2020年9月	～	2025年3月	1	1	
3	461	大槌町	総務課	1	2	2	1				4	大槌町男女共同参画推進計画 おもいやりおおつちプラン	2023年4月	～	2028年3月	1	1	
3	482	山田町	政策企画課	1	2	2	2				4	第2次キラリやまだ男女共同参画推進プラン	2017年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
3	483	岩泉町	教育委員会事務局	2	2	1	2				4	第3次岩泉町男女共同参画推進プラン	2021年3月	～	2025年3月	2	1	
3	484	田野畑村	企画観光課	1	2	2	1				4	田野畑村総合計画前期基本計画	2022年4月	～	2026年3月	2	2	
3	485	普代村	教育委員会事務局	2	2	2	2				4							2
3	501	軽米町	政策推進課	1	2	2	2				4	第2次軽米町男女共同参画基本計画	2022年4月1日	～	2032年3月31日	1	1	
3	503	野田村	住民生活課	1	2	1	1				4	第2次野田村男女共同参画基本計画	2018年4月	～	2028年3月	2	1	
3	506	九戸村	教育委員会生涯学習係	2	2	1	1				4	九戸村男女共同参画プラン	2018年4月	～	2028年3月	1	1	
3	507	洋野町	町民生活課	1	2	2	2				4	第3次洋野町男女共同参画基本計画	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
3	524	一戸町	生涯学習・協働推進課	1	2	2	2				4	第2次一戸町男女共同参画基本計画	2016年3月	～	2025年2月	2	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
2 無

諮問機関

- 1 有
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年3月末までの制定を目途に検討中
2 2024年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
2 一体でない
計画の策定方法（総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記）
1 単独計画として策定
2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
2 策定予定無

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体					
													施設管理			事業運営		
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	
			1							0	1	0	1	0	0	1	0	
3	201	盛岡市	もりおか女性センター		020-0871	岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号 プラザおでって1・5階	019-604-3303	019-601-4031	https://mjc.sankaku-npo.jp/		○		○			○		
3	202	宮古市																
3	203	大船渡市																
3	205	花巻市																
3	206	北上市																
3	207	久慈市																
3	208	遠野市																
3	209	一関市																
3	210	陸前高田市																
3	211	釜石市																
3	213	二戸市																
3	214	八幡平市																
3	215	奥州市																
3	216	滝沢市																
3	301	雫石町																
3	302	葛巻町																
3	303	岩手町																
3	321	紫波町																
3	322	矢巾町																
3	366	西和賀町																
3	381	金ヶ崎町																
3	402	平泉町																
3	441	住田町																
3	461	大槌町																
3	482	山田町																
3	483	岩泉町																
3	484	田野畑村																
3	485	普代村																
3	501	軽米町																
3	503	野田村																
3	506	九戸村																
3	507	洋野町																
3	524	一戸町																

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男 女 共 同 参 画 ・ 女 性 の た め の 総 合 的 な 施 設 （2024 年 4 月 1 日 現 在 で 開 設 済 の 施 設）															
			問6－1 名 称	問6－2 設 立 年 月 日	問6－6 職 員 数 (人)		問6－7 予 算 額 (千 円)	問6－8 主 な 事 業										
					期 常 間 勤 の 定 め が な い 職 員 (員)	用 非 常 勤 の 定 め が あ る 職 員 (員)		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 収 集 ・ 提 供	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業・N P O と の 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究	その他	
			1					1	1	1	1	0	1	0	0	1		
3	201	盛岡市	もりおか女性センター	2000年6月1日	12	1	22,181	○	○	○	○		○			○	①防災出前講座、②人権出前講座、③ひとり親支援講座、④ニュースレター発行	
3	202	宮古市																
3	203	大船渡市																
3	205	花巻市																
3	206	北上市																
3	207	久慈市																
3	208	遠野市																
3	209	一関市																
3	210	陸前高田市																
3	211	釜石市																
3	213	二戸市																
3	214	八幡平市																
3	215	奥州市																
3	216	滝沢市																
3	301	雫石町																
3	302	葛巻町																
3	303	岩手町																
3	321	紫波町																
3	322	矢巾町																
3	366	西和賀町																
3	381	金ヶ崎町																
3	402	平泉町																
3	441	住田町																
3	461	大槌町																
3	482	山田町																
3	483	岩泉町																
3	484	田野畑村																
3	485	普代村																
3	501	軽米町																
3	503	野田村																
3	506	九戸村																
3	507	洋野町																
3	524	一戸町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況（2024年7月1日現在）														
			問7-1			市区長数	うち 女性市区長数	女性比率 （%）	副市区長数	うち 女性副市区長数	女性比率 （%）	町村長数	うち 女性町村長数	女性比率 （%）	副町村長数	うち 女性副町村長数	女性比率 （%）	自治会長数	うち 女性自治会長数	女性比率 （%）
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
				1		14	0	0.0	16	1	6.3	19	0	0.0	17	0	0.0	2,846	131	4.6
3	201	盛岡市				1	0	0.0	2	1	50.0							384	24	6.3
3	202	宮古市				1	0	0.0	1	0	0.0							234	8	3.4
3	203	大船渡市	1995年11月25日	男女共同参画社会実現に向けての大船渡宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							130	5	3.8
3	205	花巻市				1	0	0.0	2	0	0.0							0	0	
3	206	北上市				1	0	0.0	1	0	0.0							0	0	
3	207	久慈市				1	0	0.0	1	0	0.0							143	4	2.8
3	208	遠野市				1	0	0.0	1	0	0.0							62	1	1.6
3	209	一関市				1	0	0.0	1	0	0.0							485	10	2.1
3	210	陸前高田市				1	0	0.0	1	0	0.0							105	10	9.5
3	211	釜石市				1	0	0.0	1	0	0.0							135	14	10.4
3	213	二戸市				1	0	0.0	1	0	0.0							164	14	8.5
3	214	八幡平市				1	0	0.0	1	0	0.0							12	0	0.0
3	215	奥州市				1	0	0.0	1	0	0.0							0	0	
3	216	滝沢市				1	0	0.0	1	0	0.0							32	4	12.5
3	301	雫石町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	3	4.5
3	302	葛巻町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	1	3.1
3	303	岩手町										1	0	0.0	1	0	0.0	82	0	0.0
3	321	紫波町										1	0	0.0	1	0	0.0	131	6	4.6
3	322	矢巾町										1	0	0.0	1	0	0.0	43	1	2.3
3	366	西和賀町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0
3	381	金ヶ崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	47	0	0.0
3	402	平泉町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
3	441	住田町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	1	4.5
3	461	大槌町										1	0	0.0	1	0	0.0	28	1	3.6
3	482	山田町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	2	6.9
3	483	岩泉町										1	0	0.0	1	0	0.0	95	4	4.2
3	484	田野畑村										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
3	485	普代村										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
3	501	軽米町										1	0	0.0	1	0	0.0	89	9	10.1
3	503	野田村										1	0	0.0	1	0	0.0	30	2	6.7
3	506	九戸村										1	0	0.0	0	0		31	0	0.0
3	507	洋野町										1	0	0.0	1	0	0.0	73	7	9.6
3	524	一戸町										1	0	0.0	0	0		76	0	0.0

<選択肢回答>
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

調査時点コード				1	2024年4月1日		2	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	問8-1	問8-2	問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
								(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
								目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数							うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性数委員	女性比率(%)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲				問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)			
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女 性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女 性 比 率 (%)			
														19	18	548	174	31.8	2	0	6	0	0.0						
		盛岡市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		宮古市												2	2	50	15	30.0	0	0	0	0	0.0						
		大船渡市												1	1	80	31	38.8	0	0	0	0	0.0						
		花巻市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		北上市												2	2	47	16	34.0	0	0	0	0	0.0						
		久慈市												1	1	57	23	40.4	2	0	6	0	0.0						
		遠野市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		一関市												2	2	83	28	33.7	0	0	0	0	0.0						
		陸前高田市												2	1	12	3	25.0	0	0	0	0	0.0						
		釜石市												2	2	45	9	20.0	0	0	0	0	0.0						
		二戸市												2	2	46	14	30.4	0	0	0	0	0.0						
		八幡平市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		奥州市												2	2	65	23	35.4	0	0	0	0	0.0						
		滝沢市												1	1	16	4	25.0	0	0	0	0	0.0						
		雫石町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		葛巻町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		岩手町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		紫波町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		矢巾町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		西和賀町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		金ヶ崎町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		平泉町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		住田町												1	1	12	3	25.0	0	0	0	0	0.0						
		大槌町												1	1	35	5	14.3	0	0	0	0	0.0						
		山田町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		岩泉町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		田野畑村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		普代村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		軽米町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		野田村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		九戸村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		洋野町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		一戸町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	問11-1 管理職の在職状況																				問11-2 職務上の地位別職員在職状況												問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況						問11-5																																																																																																																																																																																																																																										
			うち一般行政職					部 局 長 相 当 職	うち一般行政職					次 長 相 当 職	うち一般行政職					課 長 相 当 職	うち一般行政職					係 長 相 当 職	うち一般行政職					調 査 時 点 コ ー ド	その他	防 災・ 危機 管理部 局職 員数 理	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)	調 査 時 点 コ ー ド	その他																																																																																																																																																																																																																																											
			管理 職 総 数	うち 管理 職 数	女性 比率	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)		管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数		うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)		管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数		うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)												管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職 総 数	うち 女性 比率 (%)	管理 職

調査時点	議会関係は2024年7月1日(その他2024年4月1日)
------	------------------------------

道	区	府	町	市	区	町	村	コ	コ	イ	イ	ド	ド	名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																			
															問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を 欠席事由として 明記した規定 (産休を含む) があるか。	問12-2 問1で1. を選 択した場合、 取得すること が可能な休業 期間は、次の うちどれか。	問12-3 問1で1. を選 択した場合、 出産に係る産 前産後期間の 明記はある か。	問12-4 問3で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1. を選択した場合、 休暇期間の報酬に ついて減額の規定はあ るか。	問12-6 問5で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由につい て、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけ てください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用 上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上 も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)										
																1. 明記した規定 があり、認 めている。 2. 明記した規定 はないが、 運用上認めて いる。 3. 明記した規定 がなく、運 用上も認めて いない。 4. 明記した規定 がなく、過 去に使用した 事例も判断し たこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定 がある。 2. 明記した規定 はないが、 運用上認めて いる。 3. 明記した規定 がなく、運 用上も認めて いない。 4. 明記した規定 がなく、過 去に事例がない。	1. 労働基準 法65条の産前 産後期間よりも 短い。 2. 労働基準 法65条の産前 産後期間と同等。 3. 労働基準 法65条の産前 産後期間よりも 長い。 4. 期間の定め はない。	1. 産前産後 期間を明記した 規定がある。 2. 産前産後 期間を明記した 規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
																15			1の合計	32	0	31		1				31	31	31	31	31	17	
																6			2の合計	0	27	1		31				0	0	0	0	0	2	
																2			3の合計	0	4			0				0	0	0	0	0	0	
																10			4の合計	1	1			0				2	2	2	2	2	0	
3						201	盛岡市		1								盛岡市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓を使用できる文書等) 第2 職員は、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で、次に掲げる事項に該当するものとして総務部長が指定するものについて、旧姓を使用することができる。 (1) 公権力の行使に当たる行為に該当しないもの (2) 職員としての身分に関しないもの (3) 職務の遂行又は事務処理において、誤解又は混乱を生じさせるおそれがないもの	盛岡市議会	1	2	1		盛岡市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2				1	1	1	1	1	2	
3						202	宮古市		1								宮古市職員の文書等における旧姓使用の取扱いに関する規程口 第1条 この訓令は、職員が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等による戸籍上の氏を改める前の氏(以下「旧氏」という。)を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	宮古市議会	1	3	1		宮古市議会会議規則 第2条2 議員は、出産の為出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間前)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1		
3						203	大船渡市		1								大船渡市職員旧姓使用取扱規程 第4条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用申請書(様式第1号)に改姓前後の氏を証する書類を添えて、所属長を通じて、市長に申請しなければならない。	大船渡市議会	1	2	1		大船渡市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
3						205	花巻市		1								花巻市職員旧姓使用取扱要綱 第3条第1項 任命権者は、前条の申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	花巻市議会	1	2	1		花巻市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
3						206	北上市		1								北上市職員旧姓使用規程 第2条 職員は、次に掲げるものについて、旧姓を使用することができる。 (1)職務上単に氏名を使用するもの 職員録、職員配置図、名札、名刺、職場での呼称等 (2) 専ら組織内部及び職員間で使用される文書等で、職員の同一性が容易に確認できるもの 起案文書、回覧文書、復命書、事務引継書、公用車使用承認請求票等 (3) 職員の権利義務に係る文書等で、職員の同一性が容易に確認でき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの 出勤簿、時間外勤務等記録簿、休暇処理票、職務等急義務免除承認申請書等 (4) 前3号に掲げるもののほか、所属長が適当と認める軽易な文書等	北上市議会	1	2	1		北上市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	1
3						207	久慈市		3									久慈市議会委員会条例 (欠席の届出) 第15条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために、出席出来ないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席出来ないときは、出産予定の7週間(多胎妊娠の場合にあたつては、14週間)前の日から当該出産日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	久慈市議会	1	3	1		久慈市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例 (その日が月の初日であるときは、その日の属する月から、長期欠席期間の末日の属する月までの議員報酬について適用する。ただし、議員報酬を減額した支給を開始すべき月に長期欠席期間を終えた議員に対する議員報酬については、同項の規定は、適用しない。 3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、適用する割合が異なる場合の議員報酬の額は、その減額される月の現日数を基礎として日割りにより計算する。 第4条 6月1日及び12月1日(以下これをの日を「基準日」という。)の前6月以内の期間において前条の規定により議員報酬の額を減額された月があるときの期末手当の額は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき期末手当の額に、前条第1項に掲げる長期欠席期間に応じた割合を乗じて得た額とする。 2 前項の規定により期末手当を減額して支給する場合において、適用される前条第1項に掲げる長期欠席期間に応じた割合が異なる場合の期末手当の額は、割合が低い方を適用して計算する。 第5条 長期欠席期間が次に掲げる事由により生じた場合は、前2条の規定は適用しない。 (1)公務上の負傷若しくは疾病または通勤中の負傷若しくは疾病 (2)出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項に規定する産前産後の期間の範囲内である場合に限る。) (3)その他議長が前2号の事由に準ずると認められる場合	1				1	1	1	1	1	

市	道	府	区	町	村	名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
							問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問5で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
県	コ	コ	村	町	名	議 会 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例			配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
							3 208 遠野市	1	遠野市職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この訓令は、遠野市に勤務する一般職の職員(期限付臨時職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の届出) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届(様式第1号)により市長に届け出なければならない。 2 新たに職員となった者が既に戸籍上の氏を改めている場合において、当該職員が旧姓を使用しようとするときは、速やかに、旧姓使用届により市長に届け出なければならない	遠野市議会	1	3	1	遠野市議会会議規則 第2条 議員は、公務出張、疾病、災害、看護又は介護、出産、育児、忌引、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由により出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内においてその期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1

道	区	府	町	区	問11－3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
							問12－1 議員の出産を 欠席事由として 明記した規定 (産休を含む) があるか。	問12－2 問1で1. を選 択した場合、 取得すること が可能な休業 期間は、次の うちどれか。	問12－3 問1で1. を選 択した場合、 出産に係る産 前産後期間の 明記はある か。	問12－4 問3で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12－5 問1で1. を選択した場 合、休暇期間の報酬につ いて減額の規定はある か。		問12－6 問5で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由につ いて、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけ てください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用 上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上 も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)							
県	村	町	コ	コ	村	1. 明記した規定があり、認 めている。 2. 明記した規定はないが、 運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運 用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過 去に使用した事例も判断し たこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、 運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運 用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過 去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前 産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前 産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前 産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他		その他 具体例	配偶者 の出産			育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
3	209	一関市			4				1	2	1	一関市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。					1	1	1	1	1	1
3	210	陸前高田市			2		陸前高田市議会		1	2	1	陸前高田市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 □		2			1	1	1	1	1	1
3	211	釜石市			2		釜石市議会		1	2	1	釜石市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を附け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2			1	1	1	1	1	1
3	213	二戸市			1	二戸市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓を使用できる文書等) 第2 職員は、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で、次に掲げる事項に該当するものとして市長 が指定するものについて、旧姓を使用することができる。 (1)公権力の行使に当たる行為に該当しないもの (2)職員としての身分に関しないもの (3)職務の遂行又は事務処理において、誤解又は混乱を生じさせるおそれがないもの 2 旧姓を使用する職員は、前項に規定する旧姓を使用することができる 全ての 文書等において旧姓を使用するものとする。 (旧姓使用の届出等) 第3 旧姓の使用をしようとする職員は、本籍・住所・氏名変更届を提出する際又は旧姓の使用を必要とする事由が生じた際に、旧姓使用届を 総務課長 に提出しなければならない。 2 前項の申請を行う場合は、旧姓 及び変更後の戸籍上の氏名を確認するため、改姓前後の氏を証する書面を添えるものとする。 3 新たに職員となった者が、既に戸籍上の氏を改めている場合であって、旧姓の使用をしようとするときは、速やかに旧姓使用届を総務課長に提出しなければならない。	二戸市議会		1	2	1	2					1	1	1	1	1	1
3	214	八幡平市			2		八幡平市議会		1	4	2			2			4	4	4	4	4	
3	215	奥州市			1	奥州市一般職の職員の旧姓使用に関する規則 第1条 この規則は、奥州市一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻等により戸籍上の氏を改めたことにより生じる職務上の不利益又は不都合を解消するため、職員が戸籍上の氏を改めた後も引き続き従前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	奥州市議会		1	2	1	奥州市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2			1	1	1	1	1	1
3	216	滝沢市			1	滝沢市職員服務規程 第13条の2 職員は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用すること(以下「旧姓使用」という。)を希望する場合又は旧姓使用を中止することを希望する場合は、別に定めるところにより速やかに申し出なければならない。	滝沢市議会		1	2	1	滝沢市議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2			1	1	1	1	1	1
3	301	雫石町			3		雫石町議会		1	2	1	雫石町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2			1	1	1	1	1	
3	302	葛巻町			2		葛巻町議会		1	2	1	葛巻町議会総合条例 第13条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2			1	1	1	1	1	

道	区	府	町	区	問11－3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																
							問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12－2 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問3で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12－5 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問5で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
県	村	町	コ	コ	村	町	議 会 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例			配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
3	303	岩手町	1		岩手町職員旧姓使用取扱要綱 第1 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、引き続き改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を町の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職に属する職員に適用する。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがなく、かつ、職務遂行上及び事務処理上誤解や混乱を招くおそれがないものとし、別表第11に掲げる基準に該当するものとする。 2 別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 (承認申請) 第4 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、戸籍上の氏を改めた日から3箇月以内に、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、町長の承認を受けなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。 2 前項の申請書は、所属長を経由して総務課長に提出するものとする。 (承認通知) 第5 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 (使用中止届) 第6 第5の規定により承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所属長を経由して総務課長に提出しなければならない。 (所属長及び使用者の責務) 第7 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、町民及び他の職員等に無用な誤解や混乱が生じることのないように努めなければならない。 3 旧姓を使用する職員は、人事異動に当たり、事務処理上の混乱が生じないよう新たな所属長に対して、旧姓を使用していることを申し出なければならない。 (承認の取消) 第8 町長は、職員の旧姓使用によって職務の遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該職員に係る旧姓使用の承認を取り消すことができる。 (補則) 第9 この要綱に定めるもののほか 職員の旧姓使用に関し必要な事項は、別に定める。	岩手町議会	1	2	1	岩手町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 議員前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、日程を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1					
3	321	紫波町	2		紫波町議会	1	2	1	紫波町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、あらかじめ議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1					
3	322	矢巾町	4		矢巾町議会	1	3	1	矢巾町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	2					
3	366	西和賀町	1		西和賀町議会	1	2	1	西和賀町議会会議規則 第2条第2項 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1					
3	381	金ヶ崎町	4		金ヶ崎町議会	1	2	1	金ヶ崎町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1					
3	402	平泉町	4		平泉町議会	1	2	1	平泉町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1						

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
					問12-1 議員の出産を 欠席事由として 明記した規定 (産休を含む) があるか。	問12-2 問1で1.を選 択した場合、 取得すること が可能な休業 期間は、次の うちどれか。	問12-3 問1で1.を選 択した場合、 出産に係る産 前産後期間の 明記はある か。	問12-4 問3で1.を選 択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選 択した場合、 休暇期間の報酬に ついて減額の規定はあ るか。	問12-6 問5で1.を選 択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由につい て、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけ てください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用 上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上 も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
区	府	町	区		問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																</

							市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
							問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6		問12-7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
							議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。		議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
道	区	府	町	県	村	町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
							問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
							1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具 体 例		配偶者の 出 産	育 児	家族の 看 護	家族の 介 護	疾 病	そ の 他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3	461		大槌町	1			大槌町職員旧姓使用取扱要綱 ○大槌町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時的に任用される職員及び非常勤職員を除く。 (旧姓使用の承認申請) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。 (承認) 第4条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 2 町長は、前項の承認通知に併せて、旧姓使用職員台帳(様式第3号)に承認の内容を記載するものとする。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓を使用している職員は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第4号)を所属長を経由して町長に提出しなければならない。 (旧姓を使用することができる文書等) 第6条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がないと認められるもので、別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができない文書等は、次の各号のいずれかに該当するもので、別表第2に掲げるものとする。 (1)職員の身分に係るもの (2)職員の権利義務に係るもので、他に与える影響が大きいもの (3)公権力の行使に係るもの (他の任命権者から承認を受けた職員の取扱い) 第7条 町長以外の任命権者から旧姓の使用の承認を受けた職員については、承認を受けたことを証する書類を町長に提出することにより、町長において旧姓の使用を承認したものとみなし、第3条及び 第4条第1項の手続を省略できるものとする。 (職員及び所属長の責務) 第8条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、町民に対して、又は職場内に於いて誤解や混乱を生じさせないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (委任) 第9条 この要綱に定めるもののほか旧姓の使用に関し必要な事項は、総務部長が定める。 附則 1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。 2 この要綱の施行日前に戸籍上の氏を改めた職員が旧姓の使用を希望する場合は、第3条の承認申請を行うことにより、旧姓を使用できるものとする。	大槌町議会	1	2	1	大槌町議会会議規則 ○大槌町議会会議規則 昭和62年6月22日 議会規則第1号 〔注〕平成14年7月から改正経過を注記した。 大槌町議会会議規則(昭和39年議会規則第1号)の全部を改正する。 目次 第1章 総則(第1条～第13条) 第2章 議案及び動議(第14条～第20条) 第3章 議事日程(第21条～第25条) 第4章 選挙(第26条～第35条) 第5章 議事(第36条～第49条) 第6章 発言(第50条～第64条) 第7章 委員会(第65条～第77条) 第8章 表決(第78条～第88条) 第9章 請願(第89条～第95条) 第10章 秘密会(第96条～第97条) 第11章 辞職及び資格の決定(第98条～第101条) 第12章 規律(第102条～第109条) 第13章 懲罰(第110条～第116条) 第14章 会議録(第117条～第118条) 第15章 全員協議会(第119条) 第16章 議員の派遣(第120条) 第17章 補則(第121条) 附則 第1章 総則 (参集) 第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に会議場に参加し、その旨を議長に通告しなければならない。 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 一部改正〔平成27年議会規則1号・令和4年1号〕 (宿所又は連絡所の届出) 第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。 (議席) 第4条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。 2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。 3 議長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。 4 議席には、番号及び氏名標を付ける。 (会期) 第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。 2 会期は、招集された日から起算する。 (会期の延長) 第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。 (会期中の閉会) 第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。 (議会の開閉) 第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。 (会議時間) 第9条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮つて決める。 3 会議の開始は、号鈴で報ずる。 (休会) 第10条 町の休日は、休会とする。 2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。 3 議長が、特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。 4 地方自治法(昭和22年法律第67号、以下「法」という。)第114条(議員の請求による開議)第1項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。 (会議の開閉) 第11条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。 2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。 (定足数に関する措置) 第12条 開議時刻後相当の時間を経て、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																				
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)												
道 区 府 町 村	区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例			配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
									3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。 (出席催告) 第13条 法第113条((定足数))の規定による出席催告の方法は、会議場に現在する議員又は議員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者)については、当該届出の宿所又は連絡所)に文書又は口頭をもって行う。 第2章 議案及び動議 (議案の提出) 第14条 法第112条((議員の議案提出権))の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに当たっては、2人以上の者の賛成がなければならない。 2 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。 3 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。 一部改正〔平成19年議会規則1号〕 (一事不再議) 第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。 (動議成立に必要な賛成者の数) 第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。 (修正の動議) 第17条 法第115条の3((修正の動議))の規定によるものを除くほか、議会が修正の動議を議題とするに当たっては、2人以上の者の発議によらなければならない。 2 修正の動議は、その案をそなえ、所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。 一部改正〔令和4年議会規則1号〕 (秘密会の動議) 第18条 秘密会の動議は、所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。 (先決動議の措置) 第19条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が賛成したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。 (事件の撤回又は訂正及び動議の撤回) 第20条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。 2 前項の許可を求めようとするときは、提出者から事件については文書により、動議については文書又は口頭により、請求しなければならない。 第3章 議事日程 (議事日程の作成及び配布) 第21条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。 (議事日程の順序変更及び追加) 第22条 議長が必要であると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。 (議事日程のない会議の通知) 第23条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。 2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。 (延会の場合の議事日程) 第24条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。 (議事日程の終了及び延会) 第25条 議事日程に記載した事件の議事を終わつたときは、議長は、散会を宣告する。 2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要であると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。 第4章 選挙 (選挙の宣告) 第26条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。 (不在議員) 第27条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。 (議場の出入口閉鎖) 第28条 投票による選挙を行うときは、議長は、第26条((選挙の宣告))の規定による宣告の後、職員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。 (投票用紙の配布及び投票箱の点検) 第29条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確認めなければならない。 2 議長は、職員をして投票箱を点検させなければならない。 (投票) 第30条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。 (投票の終了) 第31条 議長は、投票が終わつたと認めるときは、投票漏れの有無を確認め、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。 (開票及び投票の効力) 第32条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。 2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。 3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。 (選挙結果の報告) 第33条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。 2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。															
3	482	山田町	4	山田町議会	4									4	4	4	4	4						
3	483	岩泉町	1	岩泉町議会	1	2	1		岩泉町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期	2				1	1	1	1	1						
3	484	田野畑村	4	田野畑村議会	1	2	1		田野畑村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1						

市 区 府 町 村	道 区 府 町 村 名			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
コ ロ ニ ヤ	ド ド 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他 具休例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
3	485	普代村	2	普代村議会	1	2	1	普代村議会規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1	
3	501	軽米町	4	軽米町議会	1	2	1	軽米町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1	
3	503	野田村	4	野田村議会	1	2	1	野田村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1			
3	506	九戸村	4	教育委員会生涯学習係	1	2	1	九戸村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1			
3	507	洋野町	4	洋野町議会	1	2	1	洋野町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1	
3	524	一戸町	1	一戸町職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、一戸町に勤務する職員が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	一戸町議会	1	2	1	一戸町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1		

調査時点																		議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）																	
都	市	市	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割																	
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11				問12－12				問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1														
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12－11で、1. を選択した場合該当部分の条文（本文）を記入してください。				ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合該当部分の条文（本文）を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。														
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。（常設） 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1 ・ ハラスメント等（）に関する規定（倫理規	2 ・ ハラスメントに関する議員向け相談窓口	3 ・ その他	その他内容				1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他（不明等）																
						0	1	5	4	0	1			10	5	3	2			2															
			0	2	9						7	7	5	2			28																		
			0	0	19						16	5	25	0			3																		
			33	30										29																					
3	201	盛岡市	4	4	3						1	1	3	2			1	盛岡市地域防災計画 第2章 災害予防計画/第 24 節 防災活動体制の整備計画 第8 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立 市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、もりおか女性センターが地域における男女共同参画の視点に立った防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及びもりおか女性センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。																	
3	202	宮古市	4	4	3						1	3	3	4			2																		
3	203	大船渡市	4	4	3						3		3	4			2																		
3	205	花巻市	4	4	3						3		3	1	花巻市議会議員の通称名等の使用取扱要綱 第2条 議員は、あらかじめ、議長に届け出て、次に掲げる事項を除き、通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏（以下「通称名等」という。）を使用することができる。		2																		
3	206	北上市	4	4	2						2	2	1	4			2																		
3	207	久慈市	4	4	3						3		3	4			2																		
3	208	遠野市	4	4	1	1				遠野市議会倫理規則 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。 (9) セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	3		3	4			2																		
3	209	一関市	4	4	3						3		3	4			2																		
3	210	陸前高田市	4	4	3						3		3	4			2																		
3	211	釜石市	4	4	2						1	1	3	4			2																		
3	213	二戸市	4	4	3						1	1	3	4	特になし		2																		

道	府	市	区	町	村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割					
						問12－8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12－9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12－10 議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－11 問12－10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12－12 問12－11で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12－14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12－15 男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	問12－16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12－17 問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13－1 左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。						
府	町	市	区	町	村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。（常設） 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1 ・ ハラスメント等防止に関する規定（倫理規	2 ・ ハラスメントに関する議員向け相談窓口を 設置している	3 ・ その他	その他内容					1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他（不明等）	
						3	214	八幡平市	4	4	1	1					八幡平市議会議員政治倫理条例 八幡平市議会議員政治倫理条例（趣旨） 第1条 この条例は、八幡平市議会基本条例（平成28年八幡平市条例第1号）第24条第2項の規定に基づき、議員の政治倫理に関し必要な事項を定めるものとする。 （議員の責務） 第2条 議員は、市政に関わる権能と責務を深く自覚し、次条に規定する政治倫理基準を遵守して活動しなければならない。 2 議員は、自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならない。 3 議員は、法令及び条例を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも応じてはならない。 （政治倫理基準） 第3条 議員が遵守すべき政治倫理基準を次のとおり定める。 （1）議員は、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為を慎み、その品位と名誉を損なう一切の行為をしないこと。	1	3	1	4			2
3	215	奥州市	4	2	1				3	議会運営委員会において、議員倫理・セクハラ等防止に関する例規制定に向けた検討						1	1	3	4			2		
3	216	滝沢市	4	4	3											3		3	1	滝沢市議会議員の通称名等の使用取扱規程 第1条 この訓令は、滝沢市議会議員（以下「議員」という。）が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた通称又は議員が婚姻、養子縁組等の事由により戸籍の氏を改めた後引き続き、若しくは一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏（以下「通称名等」という。）を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。			2	
3	301	栗石町	4	4	1	1										2	2	3	4			2		
3	302	葛巻町	4	1	3											1	1	1	4			2		
3	303	岩手町	4	4	3											1	3	3	4			2		
3	321	紫波町	4	2	1	1										1	3	3	4		特になし	2		

			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割		
道	区	府 町	区	問12－8	問12－9	問12－10	問12－11				問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1	
				議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っているか。	問12－10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12－11で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。	
県	村	コ	コ	町	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。（常設） 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。（臨時のものも含む） 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1 ・ ハ ラ ス メ ン ト 防 止 に 関 する 規 定 （ 倫 理 規	2 ・ ハ ラ ス メ ン ト に 関 する 議 員 向 け 相 談 窓 口	3 ・ そ 他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他（不明等）		
				ド	ド	名														
3	322	矢巾町		4	4	2							3		3	2			1	地域防災計画 第1章 総則 第4節 矢巾町防災会議 2 組織 矢巾町防災会議の組織は、次の防災機関の長又はその指名する職員によって構成される。この際、男女共同参画の視点を取り入れた災害対策を行うため、女性委員の割合を3割以上とすることを目指す。 第2章 災害予防計画 第1節 防災知識普及計画 第1 基本方針 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。 第4節 避難対策計画 第3 避難場所等の整備等 3 プライバシーの確保及び男女のニーズの違い、性的マイノリティ（LGBT等）等、男女双方の視点に配慮した環境の整備 第3章 災害応急対策計画 第14節 避難・救出計画 第3 実施要領 5 可能な限りのプライバシーの確保及び男女や高齢者、障がい者、外国人等の多様なニーズへの配慮 第16節 食料・生活必需品等供給計画 第3 実施要領 2 高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、乳児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。また、男女別の物資が受け取りやすいよう支給方法等を工夫するとともに、性的マイノリティ（LGBT等）の視点にも配慮する。 第4章 特殊災害対策計画 第1-2節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第5 関係者との連携協力確保に関する事項 2 要配慮者のニーズや男女及びLGBT等のニーズの違い等に配慮する。 第7 防災訓練に関する事項 2 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及びLGBT等のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
3	366	西和賀町		4	4	3							3		3	4			2	
3	381	金ヶ崎町		4	4	3							3		3	4			2	
3	402	平泉町		4	4	2							2	2	2	4	特になし		3	

都 道 府 県	市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針（手引き・ガイドラインを含む）における具体的な役割	
			問12－8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12－9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12－10 議会におけるハラスメント防止に関する取組（ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。）を行っていますか。	問12－11 問12－10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12－12 問12－11で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12－14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12－15 男女共同参画に関する研修（ハラスメント防止に関するもの以外）を行っていますか。	問12－16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12－17 問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13－1 左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
						1 ・ ハ ラ ス メ ン ト 等 （ 定 止 に 関 る 規 定 （ 倫 理 規	2 ・ ハ ラ ス メ ン ト に 関 する 議 員 向 け 相 談 窓 口	3 ・ そ の 他	その他内容									
3 441	住田町	4	4	2						2	2	2	4		女性議会の開催・議員の男女共同参画事業等への参加・女性議員のなり手対策	2		
3 461	大槌町	4	4	2						2	2	2	4			2		
3 482	山田町	4	4	3						3	0	3	4			2		
3 483	岩泉町	4	4	3						3		3	4			3		
3 484	田野畑村	4	4	2						2	2	2	4			2		
3 485	普代村	4	4	2						3		3	4			3		
3 501	軽米町	4	4	3						2	2	3	4			2		
3 503	野田村	4	4	3						3		3	4			2		
3 506	九戸村	4	4	3						3		3	4			2		
3 507	洋野町	4	4	2						1	3	2	4			2		
3 524	一戸町	4	4	3						3		3	4			2		